福岡県外国人材受入企業支援補助金

補助金申請の手引き

本補助金申請を行う事業者はご必読ください

【問合わせ先】
福岡県中小企業団体中央会　外国人材受入企業支援補助金窓口
〒812-0046　福岡市博多区吉塚本町９-１５　９F
TEL　０９２-６２２-８７９４
受付時間　　９：００～１２：００　１３：００～１６：００
（土日祝・年末年始を除く）

令和８年６月１９日　版

目　次

１　補助事業のスケジュール……P1
２　補助金の制度について……P2
３　補助金の概要……P2
４　申請書受付期間……P5
５　交付申請……P5
６　添付書類……P5
７　申請書等の送付……P6
８　申請書・添付書類の不備……P6
９　申請書記載例……P7

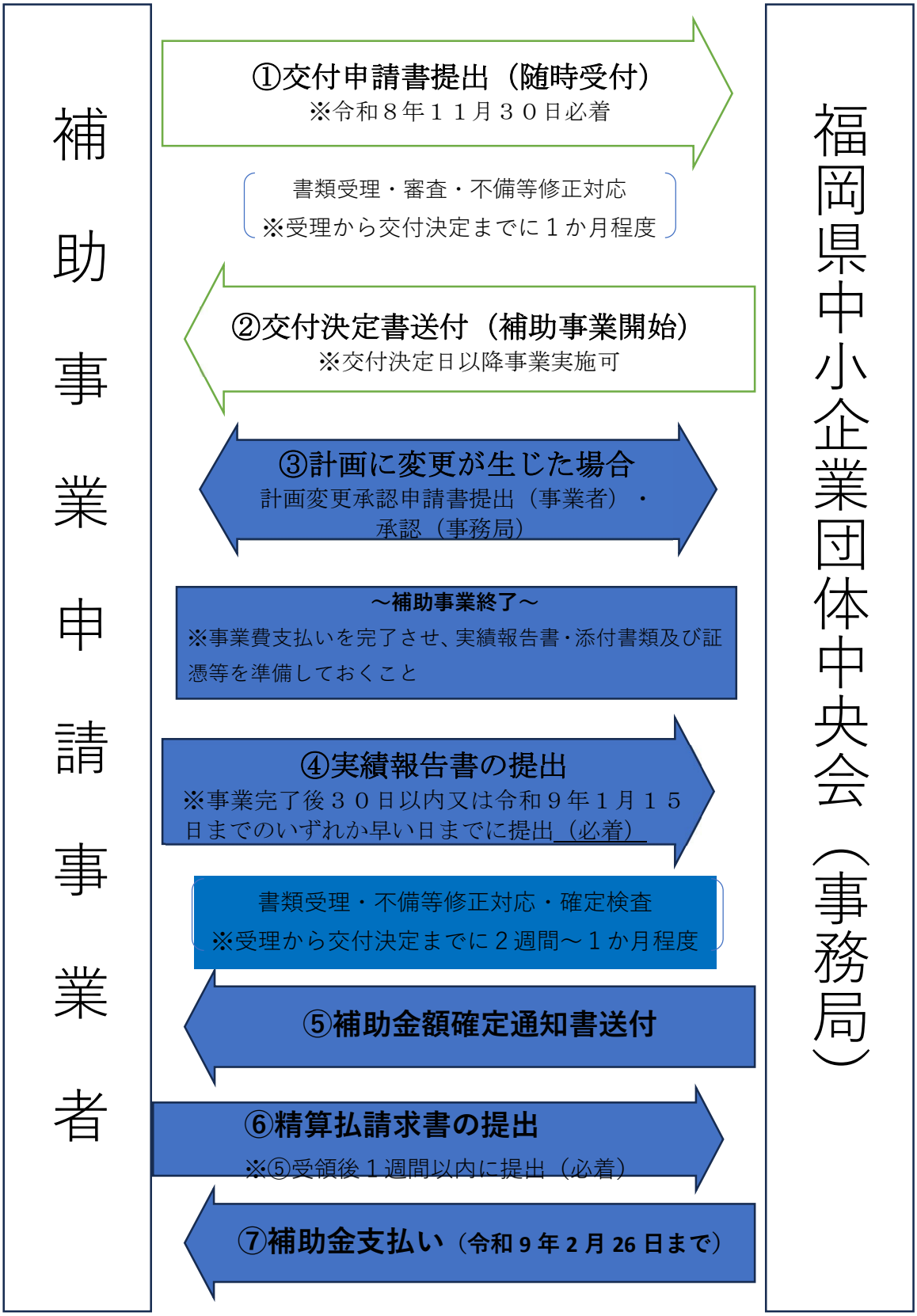
＜本手引きについて＞

　本手引きに記載の事項は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）、「福岡県外国人材受入企業支援補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）」等に基づいています。

1　補助事業のスケジュール

補助金全体のスケジュールは下記の通りです。

本手引きでは、申請に係る①及び②までの手続きについて説明しています。



２　補助金の制度について

福岡県外国人材受入企業支援補助金は、技能実習生の受入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等を行う県内中小企業を支援し、外国人材の確保・定着を推進することで、雇用の安定を実現し、県内中小企業の経営を下支えすることを目的とし、県内企業が事業を実施した経費に対しその費用の一部を補助する制度です。

補助事業の実施主体（中小企業者）は、補助金の財源が税金であることに留意し、補助金交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければなりません。

また、福岡県中央会としても補助金が、法令等で定めるところに従って、公正かつ効果的に使用されるように指導・監督を行うことになっています。

実施主体は「法律」、「交付要綱」等に基づいて、以下のさまざまな規制を受けることになります。

なお、補助事業終了後も規制を受けますので、注意してください。

① 事業遂行の責任
② 補助金の使途の制限
③ 事業計画変更の制限
④ 事業中止（廃止）の制限
⑤ 各種報告書の提出
⑥ 財産処分の制限
⑦ 帳簿記載、証拠書類の整備保管

３　補助金の概要

（１）補助対象者

本事業の補助対象者及び補助対象事業は、次の要件を全て満たすものとします。

①中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること
②福岡県内に本社又は主たる事業所を有すること
③パートナーシップ構築宣言を行っていること　パートナーシップ構築宣言ポータルサイト
④技能実習生を１人以上受け入れていること、又は、実績報告書提出日までに新たに受入れる具体的な計画があること
⑤当該技能実習生の就業場所が福岡県内であること
⑥令和９年１月１５日までに、技能実習生の獲得に向けた魅力発信、技能実習生のための居住環境整備に資する投資を行うこと支出を含め、本補助事業が完了、実績報告書を提出すること。（令和９年１月１５日必着）

（２）補助対象事業

外国人技能実習生の受け入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等に要する費用が補助対象となります。具体的には次に掲げる経費となります。

機械装置等購入費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 例）エアコン、鍵付きロッカー、トイレ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（ただし、トイレ、 冷蔵庫（冷凍庫）と洗濯機は、共有スペースに取付けるものに限る）　等 注１．中古品の購入は対象外、物品のリース費用は対象外 注２．翻訳機、ポケット Wi-Fi は対象外
外注工賃	施工会社に発注して行う技能実習生の居住施設の改修に要する経費 例）上記機械装置の設置工事、個室改装工事、インターネット回線工事、シャワーユニット設置工事　等 注１．　Wi-Fi 設置工事は対象外
修繕費	事業の遂行に必要な物品の修繕に要する経費
印刷製本費	パンフレット、マニュアル等の印刷製本に要する経費 注１．印刷物は、補助事業の目的に沿ったものであること
原材料費	技能実習生の居住施設の改修を自社で施工する場合の資材購入に要する経費 注１．原則として、自社での施工費用は補助対象外となるが、施工等要する壁材、床材などの原材料費のみを事業費とするものは補助対象となる
発送費	上記の資材購入時等の発送にかかる費用
委託費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 例）技能実習生獲得に向けたＰＲ動画、パンフレットの作成、業務マニュアルや安全表示看板の翻訳　等
その他	上記以外で補助金の交付目的に資する経費

※上記に掲げるほか、以下については「補助対象経費」として認められません。※

①自社内部の取引によるもの
②汎用性の高いもの（事務用消耗品やパソコンなど）
③オークション品の購入費用
④金融機関などへの振込手数料
・振込手数料を振込先負担とされた場合は、その経費から振込手数料を差し引いた金額が補助対象経費となります。
⑤公租公課（消費税など）
⑥補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付に係る費用
⑦対象期間等関係で対象外となる経費
・交付決定日前に着手、納品、支払い（前払いも含む）したもの
・事業完了期限を過ぎてからの着手、納品、支払い　など
⑧補助対象経費のうち納品・支払いが確認できないなど証拠書類不備・不整備のもの
⑨自転車防犯登録料
⑩自転車保険等各種保険料
⑪家電リサイクル法によるリサイクル料金（見積書・請求書等にリサイクル料金を含まない旨明記すること）

※その他、補助対象の可否については Q&A もお確かめください。
※補助目的に合致する場合、上記に掲げるもの以外で補助対象となることもあります。
詳細は福岡県中央会へお問い合わせください。

（３）補助率等
補助対象経費（税抜き）の 2 分の 1 以内（補助上限 30 万円）

４　申請書受付期間

公募開始後～令和８年１１月３０日（月）郵送必着
ただし、予算に達し次第、受付期間内であっても締め切ります。
（福岡県中央会ホームページでお知らせします。）

５　交付申請

交付申請書は福岡県中央会ホームページよりダウンロードすることができます。本手引きにある交付申請書記載例を参考に作成してください。

申請書に不備等があれば審査が行えず、交付決定までに時間を要します。余裕を持って申請してください。

６　添付書類

本補助事業申請にあたっては、交付申請書のほか、見積書等添付書類の提出を求めています。

添付書類の詳細はチェックリスト（交付申請用）をご確認ください。添付書類の不足・不備があると交付決定までに時間を要します。

※交付決定後に行う本事業での支払いは原則銀行振り込みとします。よって、見積書を徴収する支払予定先が銀行振り込みに対応しているか、事前にご確認ください。

※相見積書について

◎単価税込み１０万円を超える商品等を購入する場合は２社以上の相見積書が必要です。比較する必要があるため、相見積を徴収する際には購入予定の商品等の型番が同一のものを指定してください。

※付帯工事を伴う機械器具等購入に係る見積書について

◎機械設置のために行う電気工事や設置工事等附帯工事も併せて行う場合、その見積書が一体となっている場合は、その合計額が税込み１０万円以上となるときは２社以上の相見積書が必要です。

（例）

見積書	
合計 102,000 円(税込み)	
（内訳）	
エアコン代	85,000 円
設置工事	17,000 円

→ 相見積が必要です

７　申請書等の送付

申請者は申請受付期限内までに下記まで郵送して申請してください（令和８年１１月３０日必着）。郵送物が追跡できるよう、追跡サービスを付した方法での郵送をお勧めします。

なお、事務局へ申請書を持参いただいても受理いたしませんので、ご留意ください。

郵送先
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15　福岡県中小企業団体中央会 福岡県外国人材受入企業支援補助金　事務局

８　申請書・添付書類の不備

受け付けた申請書等に確認が必要な場合は、事務局より、申請書記載の「お問い合わせ先」担当者のｅメールアドレスに確認事項を送信します。ｅメールを送信した旨の連絡を行いませんので、随時確認をお願いします。

事務局からの確認メールをご確認後は、事務局からの「開封確認のリクエスト」に対し、「開封確認を通知」のクリックをお願いいたします。「開封確認のリクエスト」の確認ができない場合は、大変お手数ですが、本メールに「確認済み」旨記載した、メールをご返信ください。

なお、申請者によるｅメールアドレスの記載漏れ・記載ミス、通信環境の不備等で送受信が行えない場合は、審査が行えないなど、申請者が不利益を被る場合がございますので、細心の注意を払ってご記入ください。

また、申請事業者自身が申請内容を理解・確認の上、責任をもって計画・実行することが必要であるため、申請書の内容にかかるお問い合わせについては、申請書作成支援者や支援機関ではなく、申請者もしくは申請者の役職員にいたしますのでご了承ください。

記載例

（様式第１号）

郵送日を記載

令和８年８月１０日

履歴事項全部証明書（法人）又は事業確認書類（個人）の住所を同様に記載

福岡県中小企業団体中央会会長　殿

本店所在地が福岡県内であること

住　　所　〒812-0046
福岡市博多区吉塚本町 9-15
商 号 又 は 名 称　福岡県中央会株式会社
代表者役職・氏名　代表取締役　中央　一郎　㊞

実印を押印

福岡県外国人材受入企業支援補助金交付申請書

福岡県外国人材受入企業支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容
（別紙１）補助事業実施計画書および（別紙２）経費内訳書のとおり

２．補助事業の開始日及び完了日（最長令和９年１月１５日まで）
交付決定日～令和　　年　　月　　日

３．補助金交付申請額
金　　円

完了日までに事業が完了しない場合は変更承認申請が必要となるため、余裕を持った期日を記載。なお、事業完了とは完工や納品だけでなく、支払い等を含めたすべての事業が完了する必要があります。

４．そのほか添付書類　※別紙「福岡県外国人材受入企業支援補助金交付申請用チェックリスト」参照）
①補助対象経費に係る見積書（単価１０万円以上（税込）の場合は相見積）及び間取り図等の写し
②暴力団排除に係る誓約書
③入国前の外国人技能実習生については、技能実習計画認定通知書の写し、雇用契約書及び雇用条件書の写し等（本事業実施により利益を享受する実習生全員分）
技能実習中の外国人技能実習生については、技能実習生の雇用契約書及び雇用条件書の写し、在留カードの写し等（本事業実施により利益を享受する実習生全員分）
④（中小企業法人等）履歴事項全部証明書の写し
（個人事業者）事業を行っていることが確認できる書類（確定申告書、営業許可証等）の写し
⑤その他中央会会長が必要と認める書類

（別紙１）（様式第１号関係）

補助事業実施計画書

実習生等含めた正規雇用契約を締結している従業員数

1　申請企業の概要等		①資本金又は出資の総額	10,000,000 円	②企業全体で常時使用する労働者の数	7 人
		③主な事業	食料品製造業		
2　補助事業を行う事業所	①本補助事業の対象となる居所住所 ※実習生の居所及び寮名	福岡市博多区吉塚本町 13-5 福岡県中央会㈱実習生寮 ※ＰＲ動画・パンフレット制作の場合は記入不要 ※補助事業実施場所が複数ある場合は併記すること			
	②①に居住する実習生の実習場所（勤務地）	福岡市博多区千代 1-20-31 福岡県中央会㈱食品工場			

実習場所が福岡県内であるか確認すること

3　パートナーシップ構築宣言日	令和8年6月30日

パートナーシップ構築宣言 HP 等より宣言日を確認すること

4　補助事業の概要　※選択肢はいずれかに○をすること。

（1）取り組み内容

※取り組み内容が環境整備支援　で建物改修の場合、改修を行う建物は

［　自己所有　・　賃借　］である。（賃借の場合は承諾書（様式任意）を提出）

（2）事業実施計画

事業目的、事業内容及び取り組みの必要性、見込まれる効果について

※外国人技能実習生の受入れ、県内定着に効果があることを具体的に記載すること

※課題・問題点等が複数ある場合は，課題ごとに分けて記載すること

現状の課題・問題点等	（現状実習生の居住環境や自社 PR における課題･問題点を記載）
今回実施する補助事業の具体的な内容	内容 上記問題解決のために行う事業について具体的に記載 ※上記問題点の解決につながらない事業は対象外
	本事業実施により利益を享受する実習生

２①に居住し、本事業の利益を享受する実習生の内訳を記入

	①国籍：　　人数：　　人 ②国籍：　　人数：　　人 ③国籍：　　人数：　　人
補助事業の実施によって見込まれる効果	見込まれる効果を具体的に記載すること

５　本事業の問い合わせ先

所属名　　担当者名

電話番号　　FAX 番号　　Email

※本申請に係る問合わせは基本本欄記載のメールアドレス宛に行わせていただきますので、必ず記載ください。

※補助事業者自身が責任をもって計画・実行していただく必要があるため、本欄は作成支援者や支援機関ではなく、申請者もしくは申請者の役職員を問い合わせ先としてください。

（別紙２）（様式第１号関係）

交付要綱別表2の経費区分と合わせる

経　費　内　訳　書

１．経費明細

（単位：円）

経費区分	内容	補助事業に要する経費（税込み）	補助対象経費（税抜き）
機械装置等購入費	エアコン	220,000	
機械装置等購入費	鍵付きロッカー	55,000	
外注工賃	トイレ改修	275,000	
（１）補助事業に要する経費合計（税込み）※２		550,000	
（２）補助対象経費合計（税抜き）			500,000
（３）補助金交付申請額　（（２）×補助率 1/2 以内）※１			250,000

１．（３）補助金交付申請額は補助対象経費の２分の１以内で、１円未満を切り捨てた金額を記入（上限は３０万円）。

２．資金調達内訳

区　　分	金　額（円）
自己資金	300,000
借入金	
県補助金※１	250,000
その他	
合　計※２	550,000

金額が一致

１．県補助金額は、経費明細表の（３）補助金交付申請額と一致させること。

２．合計額は、経費明細表の（１）補助事業に要する経費合計と一致させること。

（様式第１号関係）

暴力団排除に係る誓約書

令和８年 ８月１０ 日

福岡県中小企業団体中央会会長　殿

申 請 者 の 住 所　福岡市博多区吉塚本町 9-15
商 号 又 は 名 称　福岡県中央会株式会社
代表者の生年月日　（昭和）・平成30年12月20日
代 表 者 役 職　代表取締役
代表者氏名（フリガナ）中央一郎（チュウオウイチロウ）㊞
性別（該当箇所に〇）　（男）　・　女

実印を押印

福岡県外国人材受入企業支援補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県中小企業団体中央会の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団ではありません。

２　申請者は、法第２条第６号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。

３　申請者は、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。

４　申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。

（１）　暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

（２）　暴力団員が実質的に運営している団体

（３）　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

（４）　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

（５）　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

５　申請者が実施する事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。

６　上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。